



報道関係者 各位

令和 7 年 8 月 7 日

【照会先】

政策統括官付参事官付賃金福祉統計室

室 長 外山 恵美子

室長補佐 岡村 宏行

担 当 係 安全衛生第一係（内線 7660、7662）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)3147

令和 6 年「労働安全衛生調査（実態調査）」の結果を公表します

厚生労働省では、このほど、「令和 6 年労働安全衛生調査（実態調査）」の結果を取りまとめましたので、公表します。

労働安全衛生調査は、労働災害防止計画の重点施策を策定するための基礎資料とし、労働安全衛生行政運営の推進に資することを目的として実施しています。

令和 6 年は事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及びそこで働く労働者の仕事や職業生活における不安やストレス等の実態について、常用労働者を 10 人以上雇用する民営事業所から無作為に抽出した約 14,000 事業所並びに当該事業所に雇用される常用労働者及び受け入れた派遣労働者から無作為に抽出した約 18,000 人を対象とし、有効回答を得た 8,304 事業所及び 8,596 人について集計したものです。

【調査結果のポイント】

〔メンタルヘルス対策^{（注1）}に関する状況〕＜事業所調査＞

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は 63.2%（令和 5 年調査 63.8%）、事業所規模別にみると、労働者数 50 人以上の事業所で 94.3%（同 91.3%）、労働者数 30～49 人の事業所で 69.1%（同 71.8%）、労働者数 10～29 人の事業所で 55.3%（同 56.6%）

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所のうち、ストレスチェックを実施している事業所の割合は 65.3%（同 65.0%）、事業所規模別にみると、労働者数 50 人以上の事業所で 89.8%（同 89.6%）、労働者数 30～49 人の事業所で 57.8%（同 58.1%）、労働者数 10～29 人の事業所で 58.1%（同 58.6%）【4 頁 第 2 表】

〔高年齢労働者に対する労働災害防止対策の取組状況〕＜事業所調査＞

60 歳以上の高年齢労働者が業務に従事している事業所のうち、エイジフレンドリーガイドライン^{（注2）}を知っている事業所の割合は 21.6%（同 23.1%）、このうち高年齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる事業所の割合は 18.1%（同 19.3%）。取組内容をみると、「高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（高齢者一般に見られる持久性、筋力の低下等を考慮した高年齢労働者向けの作業内容の見直し）」に取り組んでいる事業所の割合が 62.9%（同 56.5%）と最も多い【9 頁 第 8 表】

〔化学物質のばく露防止対策への取組状況〕＜事業所調査＞

労働安全衛生法第 57 条の 2 の化学物質^{（注3）}には該当しないが、危険有害性がある化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、すべての製品に安全データシート（SDS）を交付している事業所の割合は 66.4%（同 75.6%）【14 頁 第 16 表】

〔長時間労働に関する状況〕＜個人調査＞

過去 1 年間（令和 5 年 11 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日）に 1 か月間の時間外・休日労働が 80 時間を超えた月があった労働者の割合は、1.5%（同 2.2%）、このうち、医師による面接指導の有無をみると、1 か月間の時間外・休日労働が 80 時間を超えたすべての月について医師による面接指導を受けた労働者の割合は 12.6%（同 6.1%）【19 頁 第 20 表】

詳細は別添概況をご覧ください。

－ ・ 用語の説明 ・ －

(注 1) 事業所において事業者が講ずるように努めるべき労働者の心の健康の保持増進のための措置をいう（労働安全衛生法第 70 条の 2、労働者の心の健康の保持増進のための指針）。

(注 2) 高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点からの高年齢労働者の健康づくりを推進するために厚生労働省が令和 2 年 3 月に作成したガイドラインのことをいう。

(注 3) 譲渡・提供者にその物の危険有害性の程度や適切な取扱方法等に関する情報を記載した安全データシート（SDS）の交付が義務付けられている化学物質をいい、第 57 条該当物質と同じであるが、裾切値（含有量）により義務の対象となる化学物質が異なる。

また、安全データシート（SDS）とは、Safety Data Sheet の略で、化学物質の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を記載した文書をいう。